

議案第16号

阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月25日提出

阿見町長 千葉 繁

阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年阿見町条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表中

「
人と自然が織りなす輝くまち創生有識者会議委員
」を「
まち・ひと・しごと創生有識者会議委員
」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現行					改正後					備考
別表（第1条、第3条、第4条関係）					別表（第1条、第3条、第4条関係）					
職名	報酬		費用弁償		職名	報酬		費用弁償		
	支給区分	報酬額	費用弁償額	相当する職		支給区分	報酬額	費用弁償額	相当する職	
(略)					(略)					
人と自然が織りなす輝くまち創生有識者会議委員	日額	5,300円	700円	副町長	まち・ひと・しごと創生有識者会議委員	日額	5,300円	700円	副町長	
(略)					(略)					

議案第16号 説明資料

阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

【議案の概要】

阿見町の附属機関として設置している「阿見町人と自然が織りなす輝くまち創生有識者会議要綱」に関し、設置根拠となる「まち・ひと・しごと創生法」に則した名称に見直すことに伴い、所要の改正を行うもの。

【改正の概要】

・附属機関として設置する機関の名称変更に伴う改正

改正前	改正後
人と自然が織りなす輝くまち創生有識者会議委員	まち・ひと・しごと創生有識者会議委員